別表

本人が請求等を行う場合

	本人確認(1点確認)	本人確認(2点確認)
利用可とす るもの	・個人番号カード ・運転免許証 ・運転免許証 ・水券 ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・住民基本台帳カード ・外国人登録証 ・写真付き学生証(氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き学生証(氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付きは月が記載されたもの) ・写真付き社員証(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き強解証明書(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き資格証明書(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの) ・場理士証票 ・戦傷病者手帳 ・区から氏名、住所、生年月日、障害等級等があらかじめ印刷された申請書が送付され、その申請書に必要事項を記載したもの	- 恩給等の証書 - 納税証明書 - 沖税証明書 - 戸籍の付票の写し(謄本、抄本の写し可) - 住民票の写し - 住民票記載事項証明書 - 母子健康手帳

社会通念上本人確認書類として使用されているものにおける本人確認も可とする。 手続に応じて一部本人確認書類として使用しないことも可とする。

本人の代理人が請求等を行う場合

	代理権の確認	代理人の本人確認(1点確認)	代理人の本人確認(2点確認)
利用可とするもの		月日又は住所が記載されたもの) ・写真付き資格証明書(法人若しくは官公署が発行したものであって、氏名及び生年 月日又は住所が記載されたもの) ・税理士証票 ・戦傷病者手帳	・公的医療保険の被保険者証、資格確認書 ・年金手帳、基礎年金番号通知書 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 ・福祉サービス受給者証 ・医療券 ・医療券 ・写真なし学生証 ・写真なし身行証明書 ・写真なし身行証明書 ・写真なし負格証明書 ・写真なし負格話記・ の場合を指記・認給等の記述の書 ・知発登録証明書 ・戸籍の記書 ・納稅証明書 ・戸籍の記書 ・・神を登録言説の写し(謄本、抄本の写し可) ・住民票記載事項証明書 ・足民票記載事項証明書 ・伊護の書 ・プ茂保険料の写し、 ・住民票記載事項証明書 ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・キャッシュカード ・プ護保険保険保険者証 ・国民健康保険料納入通知書又は納付書 ・写真なし住民基本台帳カード ・官公署の発行する書類で、氏名及び生年月日又は住所が記載されたもの

社会通念上本人確認書類として使用されているものにおける本人確認も可とする。 手続に応じて一部本人確認書類として使用しないことも可とする。